

八代市病児・病後児保育事業運営委託仕様書

1 事業名

八代市病児・病後児保育事業運営委託

2 事業の目的

本事業は、病中または病気の回復期にある児童について、一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

3 事業の種類

業務委託の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

(1) 病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は事業のための専用施設で一時的に保育する事業

(2) 病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業

4 実施要件

事業の実施要件は、次のとおりとする。

(1) 事業の種類

病児対応型及び病後児対応型

(2) 対象児童

事業の対象となる児童は、次のとおりとする。

ア 病児対応型

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市長が必要と認める小学校6年生までのもの(以下「病児」という。)

イ 病後児対応型

病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市長が必要と認める小学校6年生までのもの(以下「病後児」という。)とする。

(3) 開設日及び開設時間

ア 開設日

事業の実施日は、認可保育園に準ずるものとし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法第178号)に定める休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く日とする。ただし、上記以外の休日において実施する場合は、事前に市と事業者の協議の上、設定することができる。

イ 開設時間

午前7時30分から午後6時まで

(4) 利用定員

おおむね3人以上

(5) 職員の配置

受注者は、本事業を実施するにあたり、病児又は病後児(以下「病児等」という。)の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下「看護師等」という。)を利用児童おおむね10人につき1人以上配置するとともに、病児が安心して過ごすことができる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

(注1) 保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。

ア 利用児童がいる時間帯の場合

(ア)～(エ)の要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

(ア) 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。

(イ) 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。

(ウ) 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。

(エ) 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

イ 利用児童がいない時間帯の場合

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

(6)実施場所

実施施設は、保育室、観察室又は安静室及び調理室を有するものであって、事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所であること。

5 実施方法

- (1) 乳児院、病院又は診療所と施設を共有する場合には、それぞれの法令又は通知に定める趣旨に抵触しない範囲において事業を実施するものとする。
- (2) 病児等を受け入れるに当たっては、保護者が病児等の症状、処方内容等を記載した連絡票（病児等を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したものをいう。）により、症状を確認し、受入れの決定を行うものとする。
- (3) 体温の管理等その健康状態を的確に把握するとともに、複数の病児等を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。
- (4) 当該保育の期間は、保育又は就学が困難であり、かつ、保護者が家庭で育児を行うことができない期間の範囲とし、原則として7日間以内とする。ただし、病児等の健康状態について、医師の判断及び保護者の状態により必要と認められる場合は、この限りでない。
- (5) 当日キャンセル対応

ア 内容

利用者による当日キャンセルの結果、職員配置に余剰が生じた場合に、当日キャンセルした家庭へ状況確認のための連絡等を行う。

なお、当日キャンセルのあった日時、当日キャンセルしたものの氏名、当日の職員の配置状況、当日キャンセルのあった家庭への連絡等の対応状況について、別途帳簿等で管理し、補助金等の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保存すること。

イ 複数個所への予約を未然に防ぐ取組

各施設の空き状況の公開や電話連絡等により利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認するなど、利用者が複数の病児・病後児施設に予約を行うことがないように対応策を講じること。

6 留意事項

- (1) 実施施設は、緊急時に病児等を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。
- (2) 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、病児の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。
- (3) 病児対応型を実施する場合においては、指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取決めを行うこと。

- (4) 本事業を実施するに当たっては、指導医と相談の上、一定の目安(対応可能な症例等)を作成すること。

7 感染の防止

感染の防止等については、次のとおりとする。

- (1) 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。
- (2) 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。
- (3) 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。

8 書類の整備

実施施設は、この要領に規定する要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

9 事故の報告

保育中に事故が発生した場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について(令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知)」に従い、速やかに報告すること。

10 利用料の徴収

利用者から利用料を徴収するものとする。

利用者から徴収する利用料は次のとおりとする。

- (1) 生活保護世帯 無料
- (2) 市民税非課税世帯 利用児童1人につき、1日1,000円
- (3) 市民税課税世帯 利用児童1人につき、1日2,000円

市民税課税世帯が連続して利用する場合は、2日目以降は1日1,000円とする。

11 委託料の支払い

契約方法は総額契約。委託料は年1回支払うものとし、年間の利用実績により、契約金額を上限に翌年の4月に精算することとする。

12 この仕様書に定めのない事項については、双方で協議の上実施するものとする。